

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度とは、県及び市に届出を行った社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用した場合に、利用者負担が軽減される制度です。

◆対象となるサービス（各介護予防サービスを含む）

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス

◆軽減される額

利用者負担の1/4（高齢福祉年金受給者は1/2）

※利用者負担とは、自己負担額（1割負担分）並びに食費・居住費及び宿泊費のことです。

◆軽減の対象となるかた

軽減の対象となるかたは、次の①～⑤すべてを満たすかたで、収入や世帯の状況、利用者負担などを総合的に勘案し、生計が困難であると認められるかた

- ①世帯全員の年間の収入額が、単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②世帯全員の預貯金や有価証券の合計額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③居住用の土地及び家屋、家財道具など日常生活で使用する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

◆軽減を受けるには申請が必要です

軽減を希望するかたは、市介護長寿課介護保険グループへご相談ください。

<申請に必要な書類>

- ・社会福祉法人等による利用者負担の軽減対象確認申請書
- ・収入等申告書
- ・預貯金を証明する書類（名義及び残高が確認できる通帳の写し、残高証明書等）



問合せ先
那珂市保健福祉部介護長寿課 介護保険グループ
029-298-1111 内線 134・135・136